

**津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 (平成25年9月27日条例第32号)**

最終改正:令和元年9月27日条例第12号

改正内容:令和元年9月27日条例第12号 [令和2年4月1日]

○津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

平成25年9月27日条例第32号

**改正**

平成27年6月25日条例第34号

平成29年3月28日条例第10号

令和元年9月27日条例第12号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、産業・スポーツセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市における産業及びスポーツの振興並びにレクリエーションの増進を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

**第3条** センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市産業・スポーツセンター
- (2) 位置 津市北河路町19番地1

(施設)

**第4条** センターに次に掲げる施設を設置する。

- (1) メッセウイング・みえ
- (2) サオリーナ
- (3) 三重武道館

(事業)

**第5条** メッセウイング・みえにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 展示場等の利用に関すること。
- (2) 産業情報の収集及び提供、物産・新商品等を展示する場の提供に関すること。
- (3) 各種展示会、見本市及び各種イベントの開催の促進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 サオリーナにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) メインアリーナ等の利用に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションの普及及び振興に係る事業の実施並びに促進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

3 三重武道館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 柔剣道場及び弓道場の利用に関すること。
- (2) 武道に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 武道の普及及び振興に係る事業の実施並びに促進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

**第6条** センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第7条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第8条** 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

- 第9条** 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
- (1) センターの管理に係る事業計画書
  - (2) センターの管理に係る収支計画書
  - (3) 申請者の経営状況を説明する書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- （指定管理者の指定）
- 第10条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。
- (1) センターの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
  - (2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
  - (3) センターの管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。
- （事業報告書の作成及び提出）
- 第11条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
  - (2) 第16条第1項に規定する利用料金の収入の実績
  - (3) センターの管理に係る経費の収支状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。
- （業務報告の聴取等）
- 第12条** 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- （指定の取消し等）
- 第13条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。
- （使用の許可）
- 第14条** センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。
- （使用の制限）
- 第15条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
  - (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
  - (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。
- （利用料金）
- 第16条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ納付しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りでない。
- 2 利用料金は、別表第1から別表第7までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- （利用料金の減免）
- 第17条** 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- （利用料金の還付）
- 第18条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
  - (2) 指定管理者が指定する日までに使用許可の取消しを届け出たとき。
- （権利譲渡等の禁止）
- 第19条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- （使用許可の取消し等）
- 第20条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すこと

ができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第15条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

**第21条** 使用者は、センターに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

**第22条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第23条** 使用者その他センターを利用する者(以下「使用者等」という。)が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

**第24条** 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号及び第3号の規定は、平成29年10月1日から施行する。

2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成27年6月25日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項及び第5項の規定 公布の日

(2) 第5条の改正規定、別表第1から別表第4までの改正規定(別表第3及び別表第4に係る部分に限る。)及び別表第4の次に3表を加える改正規定(別表第5及び別表第6並びに別表第7(レストランススペース及びテナントスペースに係る部分に限る。)に係る部分に限る。)並びに附則第6項の規定 平成29年10月1日

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る利用料金から適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における改正後の第16条第2項の規定の適用については、同項中「別表第1から別表第7まで」とあるのは、「別表第1及び別表第2並びに別表第7(レストランススペース及びテナントスペースに係る部分を除く。)」とする。

4 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

5 施行日前におけるサオリーナ及び三重武道館並びに別表第7に掲げる施設の使用に係る手続は、市長が行うものとする。

(津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

6 津市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第250号)の一部を次のように改正する。

第15条中「津市体育館等」を「津市安濃中央総合公園内体育館等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第15条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第16条から第21条までの規定中「津市体育館等」を「津市安濃中央総合公園内体育館等」に改める。

第24条中「津市体育館等」を「津市安濃中央総合公園内体育館等」に、「別表第31」を「別表第33」に改める。

別表第1 体育館の部津市体育館の項及び同表プールの部津市民プールの項を削る。

別表第31及び別表第32を次のように改める。

別表第31及び別表第32 削除

別表第35を次のように改める。

別表第35 削除

#### 附 則 (平成29年3月28日条例第10号)

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年 9 月 27 日条例第 12 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

69 第 68 条の規定による改正後の津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例別表第 1 から別表第 7 までの規定は、施行日以後に行われる使用許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行われた使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第16条関係）

メッセウイング・みえ施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分		①	②	③
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで
展示場	入場料等を徴収しない 場合	125,710	167,610	201,140
	入場料等を徴収する場 合	176,000	234,660	280,760
商談室1	入場料等を徴収しない 場合	2,350	3,140	3,770
	入場料等を徴収する場 合	3,300	4,400	5,280
商談室2	入場料等を徴収しない 場合	2,350	3,140	3,770
	入場料等を徴収する場 合	3,300	4,400	5,280
2階大研修 室	入場料等を徴収しない 場合	15,710	20,950	25,140
	入場料等を徴収する場 合	22,000	29,330	35,200
2階中研修 室	入場料等を徴収しない 場合	6,280	8,380	10,050
	入場料等を徴収する場 合	8,800	11,730	14,080
1階中研修 室	入場料等を徴収しない 場合	6,280	8,380	10,050
	入場料等を徴収する場 合	8,800	11,730	14,080
2階会議室	入場料等を徴収しない 場合	8,640	11,520	13,820
	入場料等を徴収する場 合	12,100	16,130	19,360
特別会議室	入場料等を徴収しない 場合	11,000	14,660	17,600
	入場料等を徴収する場 合	15,400	20,530	24,640
ギャラリー	入場料等を徴収しない 場合	11,780	15,710	18,850
	入場料等を徴収する場 合	16,500	22,000	26,400

〔備考〕

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 3 展示場又はギャラリーを準備又は原状回復のために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 4 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させること

ができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、午後5時から午後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。

5 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

6 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 展示場を使用する場合の利用料金には、当該箇所における電気及び水道の使用に係る料金は含まないものとする。

別表第2（第16条関係）

メッセウイング・みえ設備器具の利用料金の上限額

単位 円

使用区分			利用料金	
展示場	音響設備	1式	10,470	
	冷暖房設備	1時間	9,420	
	はね返りスピーカー	Aホール1式	1,040	
	ステージスピーカー	Aホール1組	1,040	
	展示台照明	Aホール1列	1,040	
	展示台（電動式）	Aホール1式	31,420	
	展示台（組立式）	1台	1,040	
	吊バトン	1列	1,040	
	ピンスポット	1台	1,570	
	フォロースポット	1台	1,040	
	机	1台	60	
	椅子	1脚	30	
	演壇（組立式）	1式	3,140	
	展示用パネル（大）	1台	50	
	展示用パネル（小）	1台	50	
	展示用パネル（蛇腹）	1台	50	
	演台	1台	730	
	司会者台	1台	310	
	金屏風	半双	1,570	
	ガーデンテーブル	1台	100	
	ガーデンチェア	1脚	50	
	テント	1張	1,040	
	商談室1 商談室2	姿見	1台	200
	2階大研修室 2階中研修室 1階中研修室 2階会議室 特別会議室	AV機器（マイク、ビデオプロジェクター及びOHP）	1式	2,090
	パソコンプロジェクター	1台	2,090	
	テレビデオ	1台	2,090	
ギャラリー	展示用パネル（大）	1台	50	
	展示用パネル（小）	1台	50	
	展示用パネル（蛇腹）	1台	50	
	ギャラリー内展示台	1式	1,570	
	展示用スポットライト	1個	100	

〔備考〕

- 1 利用料金（1時間を単位として定める利用料金を除く。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの各区分ごとの利用料金とする。
- 2 利用料金を1時間を単位として定める設備器具の使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。
- 3 定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して施設を使用する場合の利用料金は、1の各区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に係る1時間当たりの利用料金とする。
- 4 1の各区分の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額とする。
- 5 施設を分割して使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る設備器具を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第3 (第16条関係)

サオリーナ施設の利用料金の上限額

単位 円

使用区分			時間区分		①	②	③
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	10,470	13,970	16,760		
		その他の場合	125,710	167,610	201,140		
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	31,420	41,900	50,280		
		その他の場合	188,570	251,420	301,710		
	営利又は宣伝を目的とする場合		188,570	251,420	301,710		
	一般公開日における個人使用	小学生・中学生		150	150	150	
		高校生以上・一般		310	310	310	
		回数券(12回)	小学生・中学生	1,570			
高校生以上・一般			3,140				
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	5,230	6,980	8,380		
		その他の場合	62,850	83,800	100,570		
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	15,710	20,950	25,140		
		その他の場合	94,280	125,710	150,850		
	営利又は宣伝を目的とする場合		94,280	125,710	150,850		
	一般公開日における個人使用	小学生・中学生		150	150	150	
		高校生以上・一般		310	310	310	
		回数券(12回)	小学生・中学生	1,570			
高校生以上・一般			3,140				
プール	25メートルプール	入場料等を徴収しない場合		23,100	30,800	36,960	
		入場料等を徴収する場合		69,300	92,400	110,880	
	幼児プール	入場料等を徴収しない場合		3,300	4,400	5,280	
		入場料等を徴収する場合		9,900	13,200	15,840	
	25メートル及び幼児プール	一般公開日における個人使用	小学生・中学生		1回につき 200		
			高校生以上・一般		1回につき 410		
回数券(12回)		小学生・中学生	2,090				
		高校生以上・一般	4,190				
トレーニングルーム	個人使用	小学生・中学生		1回につき 200			
		高校生以上・一般		1回につき 410			
		回数券(12回)	小学生・中学生	2,090			
			高校生以上・一般	4,190			
フリーウエイトルーム	個人使用	小学生・中学生		1回につき 200			
		高校生以上・一般		1回につき 410			
		回数券(12回)	小学生・中学生	2,090			
			高校生以上	4,190			

		上・一般			
フィットネススタジオ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,820	3,770	4,520
		その他の場合	33,940	45,250	54,300
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	8,480	11,310	13,570
		その他の場合	50,910	67,880	81,460
	営利又は宣伝を目的とする場合		50,910	67,880	81,460
多目的室 1	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,510
		その他の場合	18,850	25,140	30,170
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,540
		その他の場合	28,280	37,710	45,250
	営利又は宣伝を目的とする場合		28,280	37,710	45,250
多目的室 2	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1,570	2,090	2,510
		その他の場合	18,850	25,140	30,170
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	4,710	6,280	7,540
		その他の場合	28,280	37,710	45,250
	営利又は宣伝を目的とする場合		28,280	37,710	45,250
控室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,350	3,140	3,770
		その他の場合	28,280	37,710	45,250
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	7,070	9,420	11,310
		その他の場合	42,420	56,570	67,880
	営利又は宣伝を目的とする場合		42,420	56,570	67,880

〔備考〕

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 2 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用を除く。）。
- 3 メインアリーナ、サブアリーナ、プール、フィットネススタジオ、多目的室1、多目的室2又は控室を準備又は原状回復のために使用する場合（一般公開日における個人使用を除く。）における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 4 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、午後5時から午後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。
- 5 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。
- 6 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用（一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用を除く。）に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

## 別表第4 (第16条関係)

## サオリーナ設備器具の利用料金の上限額

単位 円

使用区分		利用料金	
メインアリーナ	照明設備	全灯 1 時間	5,230
		4 分の 3 灯 1 時間	4,190
		2 分の 1 灯 1 時間	3,140
		4 分の 1 灯 1 時間	1,570
		観客席 1 時間	2,090
	音響設備	1 式	3,140
	冷暖房設備	アリーナ面 1 時間	10,470
		観客席 1 時間	5,230
	可動観客席	1 ブロック	3,140
	大型映像装置	1 式 1 時間	3,140
サブアリーナ	照明設備	全灯 1 時間	3,560
		4 分の 3 灯 1 時間	2,820
		2 分の 1 灯 1 時間	2,090
		4 分の 1 灯 1 時間	1,040
		観客席 1 時間	1,040
	音響設備	1 式	2,090
	冷暖房設備	アリーナ面 1 時間	7,850
		観客席 1 時間	2,610
	机 (大)	1 台	60
	机 (小)	1 台	30
椅子	1 脚	30	
演台	1 台	730	
司会者台	1 台	310	
花台	1 台	310	
ハンドボール	1 組	310	
テニス	1 組	560	
バスケットボール	1 組	560	
バレーボール	1 組	310	
バドミントン	1 組	180	
卓球	1 組	200	
フットサル	1 組	310	
レスリング	1 組	620	
空手	1 組	620	
フェンシング	1 組	620	
相撲	1 組	150	
太極拳	1 組	150	
柔道用畳	1 枚	20	
電光掲示盤	1 式	780	
システムカウンター	1 式	470	
フロアシート	1 枚	100	
電源コンセント	1 口	100	
〔備考〕			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用料金を 1 時間を単位として定める設備器具の使用時間が 1 時間に満たないときの当該使用時間は、1 時間とする。</li> <li>2 利用料金（1 時間を単位として定める利用料金を除く。）は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで又は午後 6 時から午後 10 時までの各区分ごとの利用料金とする。</li> <li>3 定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して施設を使用する場合の利用料金は、2 の各区分に係る 1 時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの間の使用については、午後 1 時から午後 5 時までの区分に係る 1 時間当たりの利用料金とする。</li> </ol>			

- 4 2の各区分の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額とする。
- 5 施設を分割して使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る設備器具を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第5（第16条関係）

三重武道館施設の利用料金の上限額

単位 円

時間区分		①	②	③		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで		
柔剣道場	専用使用	6,280	8,380	10,050		
	一般公開日 における個人 使用	小学生以上高校生以下	100	100	100	
		一般	200	200	200	
		回数券 (12 回)	小学生以上高校生 以下	1,040	1,040	1,040
			一般	2,090	2,090	2,090
弓道場	専用使用	3,140	4,190	5,020		
一般公開日 における個人 使用	小学生以上高校生以下	100	100	100		
	一般	200	200	200		
	回数券 (12 回)	小学生以上高校生 以下	1,040	1,040	1,040	
		一般	2,090	2,090	2,090	
〔備考〕						
<p>1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の2の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用を除く。）。</p> <p>2 準備又は原状回復のために使用する場合（一般公開日における個人使用を除く。）における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、午後5時から午後6時までの間の使用については、時間区分②に係る1時間当たりの利用料金とする。</p> <p>4 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。</p> <p>5 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用（一般公開日における個人使用を除く。）に係る施設を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p>						

## 別表第6（第16条関係）

## 三重武道館設備器具の利用料金の上限額

単位 円

使用区分		利用料金
柔剣道場	照明設備	1 時間 410
	音響設備	1 式 2,090
	冷暖房設備	1 時間 3,140
	レスリング	1 組 620
	空手	1 組 620
	フェンシング	1 組 620
	相撲	1 組 150
	太極拳	1 組 150
弓道場	照明設備	1 時間 200
	音響設備	1 式 1,040
	冷暖房設備	観客席 1 時間 1,040
机（大）	1 台 60	
机（小）	1 台 30	
椅子	1 脚 30	
演台	1 台 730	
司会者台	1 台 310	
花台	1 台 310	
フロアシート	1 枚 100	
電源コンセント	1 口 100	
〔備考〕		
1 利用料金を1時間を単位として定める設備器具の使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。		
2 利用料金（1時間を単位として定める利用料金を除く。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの各区分ごとの利用料金とする。		
3 定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して施設を使用する場合の利用料金は、2の各区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。この場合において、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から午後5時までの区分に係る1時間当たりの利用料金とする。		
4 2の各区分の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額とする。		
5 施設を分割して使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用に係る設備器具を分割して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該利用料金に分割割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。		

別表第7（第16条関係）

レストランススペース等の利用料金の上限額						
				単位 円		
使用区分	時間区分		①	②	③	
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	
レストランススペース		1年当たり			2,409,520	
テナントスペース		1年当たり			1,047,610	
屋外展示場及び多 目的広場（駐車場 兼用）	屋外展示場として使用する場合		1平方メー トル当 たり 6	1平方メー トル当 たり 8	1平方メー トル当 たり 8	
	一時駐車場として使 用する場合	6時間未満	1平方メートル1時間当たり			2
		6時間以上12時間 未満	1平方メートル1時間当たり			1.75
		12時間以上18時間 未満	1平方メートル1時間当たり			1.73
		18時間以上24時間 未満	1平方メートル1時間当たり			1.71
		24時間以上	1平方メートル1時間当たり			1.69
	その他の場合		1平方メートル1時間当たり			200
その他指定管理者が使用を認める場所		1平方メートル1時間当たり			200	
〔備考〕						
<p>1 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を屋外展示場として使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間単位で定められた時間区分を延長し、繰り上げ、又は変更して使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該時間区分に係る1時間当たりの利用料金に使用する時間数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を屋外展示場として使用する場合において、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用するときの利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。</p> <p>3 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を一時駐車場として使用する場合の利用料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 屋外展示場及び多目的広場（駐車場兼用）を使用する場合（その他の場合に限る。）及びその他指定管理者が使用を認める場所を使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、午前9時から午後10時までの時間を超えて使用させることができるものとし、この場合における利用料金は、当該使用時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満は、1時間とする。）ごとに200円を乗じて得た額を加えた額とする。</p>						